

～知っておこう！ 今一度チェック！～

事業承継税制の特例措置

「特例承継計画」の提出期限まで2年を切る！

経営者の高齢化が進み、中小企業における「事業承継」の重要性が高まる中、コロナ禍の影響で『事業承継の時期を延期したい』と訴える経営者が増えている。厳しい状況下での事業承継は困難を伴うが、期限付きの制度であるからこそ、改めて『事業承継税制の特例措置』の内容を確認いただきたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となった納税者に対して設けられた「納税の猶予制度」の特例（特例猶予）の適用状況（令和2年4月～令和3年2月1日）が国税庁から公表されました。コロナ禍の影響で資金繰りが悪化した企業や個人が納税猶予された税額は約1兆5000億円（約32万3000件）、そのうち法人税は約4362億円になるとのことで、長引くコロナ禍により、中小企業等が大変厳しい状況に置かれていることがわかります。

事業承継の現状認識と課題

大同生命サーベイの令和2年9月レポートによると、新型コロナの影響で心境に変化があったと回答した経営者のうち、32%が事業承継の時期を延期したい、逆に27%が前倒ししたいと考えているとのこと。収束時期を見通せない新型コロナが、事業承継に対する経営者の考え方などにも大きく影響を与えています。

中小企業の事業承継には、一般的に「経営の『見える化』や経営改善」、「後継者の育成」、「十年先を見据えた事業承継計画等の策定」などの課題があります。

コロナ禍においても、これら体制面の課題に日夜取り組んでいる企業も多いのではないかと思います。事業承継に必ずついて回るのが、税金の問題です。

事業承継税制の概要

平成30年度税制改正において、中小企業が事業承継を円滑に行えるよう、事業承継税制の「特例措置」が設けられました。平成21年度に創設された「一般措置」に比べると、大幅に使い勝手が良くなっています。ただし、この制度の適用を受けるには、令和5年3月末までに（注）「特例承継計画」を提出し、令和9年12月末までに実際に承継を行う必要があります。

（注）「特例承継計画」とは、税理士等の認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた会社が作成した計画のこと。「後継者の氏名」、「事業承継の時期」、「承継時までの経営見通し」、「承継後5年間の事業計画」等を記載する必要があります。

事業承継税制の特例措置を再チェック

このようなコロナ禍の中で事業承継には、普段以上の苦労があると

考えられます。一方で、中小企業の事業承継を円滑に行うために設けられた「特例措置」適用の前提となる「特例承継計画」の提出期限が迫っています。

困難な状況下ですが、事業承継に悩む中小企業のために設けられたせっかくの「特例措置」です。この時期に、今一度、この制度の適用を



事業承継税制は、中小企業者の後継者が、先代経営者等から贈与又は相続により取得した自社株式等について、一定の要件を満たせば当該株式にかかる贈与税又は相続税の納税が猶予・免除される制度です。本税制の適用に当たっては、中小企業者は「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく都道府県知事の認定を受ける必要があります。

[表1] 一般措置と特例措置の比較

(参考：国税庁)

	一般措置	特例措置
事前の計画策定等	不要	令和5年3月31日までの特例承継計画の提出 期限内に都道府県に提出
適用期限	なし	令和9年12月31日までの贈与・相続等 期限内に承継
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	弾力化
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	なし	あり
相続時精算課税制度の適用	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫への贈与	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与

検討していただきたいと思えます。また、このような状況下だからこそ、事業承継も含めた様々な制度を改めてチェックし、将来に向けた対策を検討すべきとも思います。

なお、コロナ禍の中、既に事業承継税制を適用している事業承継会社も不幸にして破産等の危機に見舞われることも想定されますが、コロナ禍の期間の破産手続きの開始決定等は、「一般措置」と「特例措置」とを問わず、所定の期間内に申請をすることで猶予されている税額が免除される場合があるので、早めに専門家に相談してください。

役立つ 事業承継税制

ここでは、法人版の「事業承継税制の特例措置」と、それに関連する「暦年課税贈与制度」、「相続時精算課税制度」、居住用・事業用土地などを対象とした「小規模宅地等の特例」などについて、簡潔に整理します。

1. 法人版事業承継税制の特例措置

(1) 特例措置の概要

法人版事業承継税制には、現在、表1のように「一般措置」と「特例措置」があります。両措置とも、「会社の後継者が、先代経営者等から自社株式を贈与や相続により取得した場合に、贈与税や相続税の納税を猶予」し、「後継者が死亡した場合や、後継者から次の後継者に株式を承継した場合等に、猶予された税額が免

除される」制度です。前述の通り、特例措置は従来からある一般措置を更に使いやすくしており、その大きなメリットとしては、
①対象株式や納税猶予割合等の拡充、
②対象者の拡充（多様な承継パターン）
③雇用確保要件の緩和
が挙げられます。

具体的には、特例措置の要件に該当する場合、後継者が、先代経営者から贈与、相続等により自社株式を取得した場合には、その取得した全ての自社株式が納税猶予の対象となり、その贈与税額、相続税額の全額が猶予されることとなります。

また、後継者も一人の後継者に限られていましたが、複数の株主から最大後継者三人までの承継に適用できることになりました。

更に、この制度の適用を困難にしていた雇用確保要件についても、「5年間で平均8割の従業員の雇用維持が出来なかった場合も、認定経営革新等支援機関の確認を受けたうえで、その理由等を記載した実績報告書を提出すれば納税猶予が継続可能」と弾力化されました。

このように、特例措置は使い勝手が非常に良くなりましたが、期間限定の措置ですので、その手続きの前

提となる「特例承継計画」の作成には早めに取り掛かりましょう。
(2) 制度利用のポイント
この制度の適用パターンとしては、左図のように大きく3パターンが考えられます。贈与から開始するのがAとBで、相続から開始するのがCとなります。例えば、贈与から実行開始すると相続までの会社を取り巻く環境変化や税制改正等に対応しに

事業承継のパターン



【表2】 制度の比較

	暦年課税贈与制度	相続時精算課税制度
概要	①財産の生前贈与を受ける場合には年間110万円の基礎控除額があります。 ②税率は10%~55%の累進課税です。	①一定の親族間(下記②の[要件])で財産の生前贈与を受ける場合、2,500万円まで課税されず、超えた部分については一律20%の贈与税が課税されます。 ②[要件]60歳以上の親等から20歳以上の子または孫への贈与(令和4年4月1日以降は20歳→18歳)
使い方	相続開始までに時間的余裕がある場合や、まだ後継者が決まっていないケースに有効とされています。	相続税がかからないケースに有効。 (基礎控除:3,000万円+600万円×法定相続人の数)
相続税	贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額は加算する必要があります。	贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税額を計算します。その際、すでに支払った贈与税額相当額を相続税額から控除し、控除しきれない金額は還付されます。

くい反面、相続税に係る事業承継制度への切替手続きが簡素になります。なお、平成29年1月1日以後の贈与から、法人版事業承継税制と相続時精算課税制度との併用が出来るようになっていきますので留意しましょう。

贈与から開始するか相続から開始するかは、メリデメ及び先代経営者や後継者の要件があるので、それぞれの特徴をよく理解して専門家と相談しながら適用を検討してください。また、この制度は、「会社の株価が上昇傾向にあり、後継者が決まっている場合で、事業承継の時期にきているケースに有効である」とされていますので、基本的なポイントとして押さえておくとい良いでしょう。

(3)円滑な事業承継のために
自社の株価算定や事業承継計画の策定など、事業の引き継ぎに関する事がつい後回しになっている…というのが中小企業の現状ではないでしょうか。繰り返しますが、事業承継税制の特例措置は、そのような中小企業の円滑な事業承継をサポートするために期間限定で設けられた制度です。特例適用の前提となる「特例承継計画」の提出期限まで2年を切ったこの時期だからこそ、改めて検討してみることをお勧めします。なお、事業承継全体の流れ等につ

いては、全法連のホームページ掲載の「事業承継税制特例措置のポイント」のコーナーで確認しておくといでしょう。
<http://business-succession.brain-server2.net/>

2. 暦年課税贈与制度

ご存じの方も多いでしょうが「財産の生前贈与に対し、毎年110万円までは課税されない」という制度です。普通で当たり前と思いがちですが、実は最も基本的で、かつ有効な事業承継税制の一つと言えます。ただし、相続開始前3年以内の贈与があった場合には、その財産の価額が相続財産に加算されることに留意しなければなりません。

3. 相続時精算課税制度

「60歳以上の直系尊属である親等から20歳以上の推定相続人である子や孫への財産の生前贈与」の際に選択できる制度です。特別控除額が2500万円で、これを超える部分は一律20%の贈与税が課税されます。また、贈与した財産は相続時に相続財産に加算されますが、贈与した時の価格で加算されることから、株価等が上昇傾向にある場合に有効であると言われています。ただし、一度この制度を選択すると、撤回して

暦年課税贈与制度に戻ることができないので注意が必要です。

表2を参考に、暦年課税贈与制度と相続時精算課税制度の特徴を良く比較検討した上で選択してください。

4. その他関連税制

相続税を計算する上でよく利用されるものに「小規模宅地等の特例」があります。これは、居住用や事業用の宅地等を相続した場合、一定の割合(50%から80%)で減額できる制度です。相続財産に、被相続人が所有していた自宅や経営していた工場の敷地等がある場合で、一定の要件を具備している場合には、この特例を検討する必要があります。逆に、相続対策としてはこの要件に該当するような状況しておくことが大事です。この小規模宅地等の特例は減額割合も大きく、税制改正により制度内容が変更になることが多いため、要件に該当するか否かを毎年注意して確認するようにしましょう。

筆者 渡邊 定義

Watanabe Sadyoshi

昭和31年大分県生まれ。東京国税局資産課税課長、国税庁長官官房首席国税庁監察官、熊本国税局長を経て、平成28年に税理士登録。講演・執筆活動も積極的に進めており、資産税に関する著書多数。